

一般社団法人日本カバディ協会 リスク管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本カバディ協会（以下「本協会」という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及び本協会の損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本協会の役員及び職員（以下「役職員」という。）に適用されるものとする。

2 本協会加盟団体においては、リスク管理規程が定められていない場合には、本規程に準じて対応するよう努めるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「リスク」とは、本協会に対し、物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性を指すものとし、「具体的リスク」とは、リスクが具現化したときにおける次の各号に掲げる事象等を指すものとする。

- (1) 信用の危機 不全な公益活動や欠陥のある情報の提供等によるイメージ低下
- (2) 財政上の危機 収入の減少や資金の運用の失敗等による財政の悪化
- (3) 人的危機 労使関係の悪化や役員間の内紛や代決者の承継問題等
- (4) 外部からの危機 自然災害や事故、インフルエンザ等感染症及び反社会的勢力からの不法な攻撃等
- (5) その他前各号に準ずる危機

第2章 役職員の責務

(基本的責務)

第4条 役職員は、本協会の業務の遂行に当たっては、法令、定款及び本協会の定める規定等リスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

2 本協会の業務外であっても、本協会の信用を失墜する行為を行ってはならない。

(リスクに関する措置)

第5条 役職員は、具体的リスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、本協会にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じなければならない。

2 役職員は、業務上の意思決定を定めるに当たっては、上位者に対し当該業務において予

見される具体的リスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について具申しなければならない。

- 3 役職員は、具体的リスクが発生した場合には、これに伴い生じる本協会の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行う。
- 4 役職員は、具体的リスクが発生後、速やかに上位者に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係部署と協議を行い、上位者の指示に従う。
- 5 役職員は、具体的リスクの処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、会長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第6条 役職員は、この規程に基づく本協会のリスク管理に関する計画・システム・措置などを立案・実施する過程において知り得た本協会及び他の関係者に関する秘密については、本協会内外を問わず漏えいしてはならない。

第3章 緊急事態への対応

(緊急事態への対応)

第7条 第3条第1項第4号に規定する具体的リスク等が発生し、本協会をあげた対応が必要である場合（以下「緊急事態」という。）は、会長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

(緊急事態の通報)

第8条 緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに所定の通報先へ通報しなければならない。

- 2 通報は、原則として情報通報者、事務局長、専務理事、副会長、会長へ行うものとする。
- 3 通報に当たっては、迅速さを最優先する。したがって、前項の経路で直接通報先が不在の場合は、それを越えて次の通報先へ通報することとする。
- 4 正確な情報を待つために通報が遅れることがあってはならない。そのような場合は、情報の正確度を付し、適時中間報告を要する。

(緊急事態発生時の対応の基本方針)

第9条 緊急事態発生時においては、当該事態についてその発生部門において、次の各号に定める基本方針に従い、対応することとする。

- (1) 地震、風水害等の自然災害
 - ①人命救助を最優先とする。
 - ②（必要に応じ）官公署へ連絡する。

- ・事故の再発防止を図る。

(2) 事故

①爆発、火災、建物倒壊等の重大事故

- ・人命救助と環境破壊防止を最優先する
- ・(必要に応じ) 官公署へ連絡する。
- ・事故の再発防止を図る。

②本協会の公益活動に起因する重大事故

- ・参加者等、関係者の安全を最優先する。
- ・(必要に応じ) 官公署へ連絡する。
- ・事故の再発防止を図る。

③役職員等にかかわる重大人身事故

- ・人命救助を最優先する。
- ・(必要に応じ) 官公署へ連絡する。
- ・事故の再発防止を図る。

(3) インフルエンザ等の感染症

- ・人命救助と伝染防止を最優先とする。
- ・(必要に応じ) 官公署へ連絡する。
- ・予防並びに再発防止を図る。

(4) 犯罪

①建物の爆破、放火、誘拐、恐喝、脅迫などの外部からの不法な攻撃

- ・人命救助を最優先とする。
- ・不当な要求に屈せず、警察と協力して対処する。
- ・再発防止を図る。

②本協会の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入調査

- ・真実を明らかにする。
- ・再発防止を図る。

③内部者による背任、横領等の犯罪及び不祥事

- ・真実を明らかにする。
- ・(必要に応じ) 官公署へ連絡する。
- ・再発防止を図る。

(5) その他上記に準ずる経営上の緊急事態

- ①緊急事態に応じ上記に準じた対応をする。

(緊急事態対策室)

第10条 特定の緊急事態が発生した場合又はその発生が予想される場合は、緊急事態対策室(以下、「対策室」という。)を設置するものとする。

(対策室の構成)

第11条 対策室の人事は、次のとおりとする。

- (1) 室長 会長又は副会長
- (2) リスク・マネジメントオフィサー 専務理事又は常務理事
- (3) 室員 室長が指名する関係役職員

(対策室会議の開催)

第12条 対策室会議は、招集後直ちに、出席可能な者の出席により開催する。

(対策室の実施事項)

第13条 対策室の実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報の収集・確認・分析
- (2) 応急処置の決定・指示
- (3) 原因の究明及び対策基本方針の決定
- (4) 対外広報、対外連絡の内容、時期、窓口、方法の決定
- (5) 対策室からの指示、連絡ができないときの代替措置の決定
- (6) 対策実施上の分担等の決定、及び対策実行の指示並びに実行の確認
- (7) その他、必要事項の決定

(役職員への指示・命令)

第14条 対策室は、緊急事態を解決するに当たって、必要と認められるときは、役職員に対して一定の行動を指示・命令することができる。

- 2 役職員は、対策室から指示・命令が出されたときは、その指示・命令に従って行動しなければならない。

(届出)

第15条 緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、正確、かつ迅速に所管官公庁に届け出るものとする。

- 2 所管官公庁への届出は、事務局長がこれを行う。
- 3 届出に当たっては、所管官公庁への届出の内容について、あらかじめ会長の承認を得なければならない。

(理事会への報告)

第16条 対策室は、緊急事態解決策を実施したときは、その直後の理事会で、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 実施内容
- (2) 実施に至る経緯
- (3) 実施に要した費用
- (4) 懲罰の有無及びあった場合はその内容
- (5) 今後の対策方針

(対策室の解散)

第17条 緊急事態が解決し、かつ再発防止策が効力を発揮したとき、対策室を解散する。

第4章 対処等

(懲戒)

第18条 次のいずれかに該当する役職員は、その情状により、処分に付す。

- (1) 具体的リスクの発生に意図的に関与した役職員
- (2) 具体的リスクが発生するおそれがあることを予知しながら、その予防策を意図的に講じなかった役職員
- (3) 具体的リスクの解決について、本協会の指示・命令に従わなかった役職員
- (4) 具体的リスクの予防、発生、解決等についての情報を、本協会の許可なく外部に漏らした役職員
- (5) その他、具体的リスクの予防、発生、解決等において本協会に不都合な行為を行った役職員

(懲戒の内容及び懲戒処分の決定手続)

第19条 懲戒処分の内容及び懲戒処分の決定手続は、本協会の倫理規定及び処分手続規程に従ってこれを行う。

第5章 雑則

(改廃)

第20条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 本規程は、2022年4月28日から施行する。